

銀年

銀座でわかる年号

情報(第44号)



平成31年1月30日

745-0031 周南市銀南街21 銀南ビル2階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦 井上 隆興
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
<https://ginza-syaroushi.com>

井上馨公遭難の地（山口市中園町）：元治元年（1864）9月25日帰宅途中襲われた地である。

短時間労働者(外国人)の被保険者資格



1 短時間労働者の被保険者の範囲

銀年 41 号において、健康保険・厚生年金保険（以下「健康保険等」といいます）における短時間労働者の被保険者の範囲について解説しました。

そこで、今号では、その被保険者資格をめぐる争われた事案を解説します。

2 事案の概要(東京地判平 28.6.17 判時 2346-20)

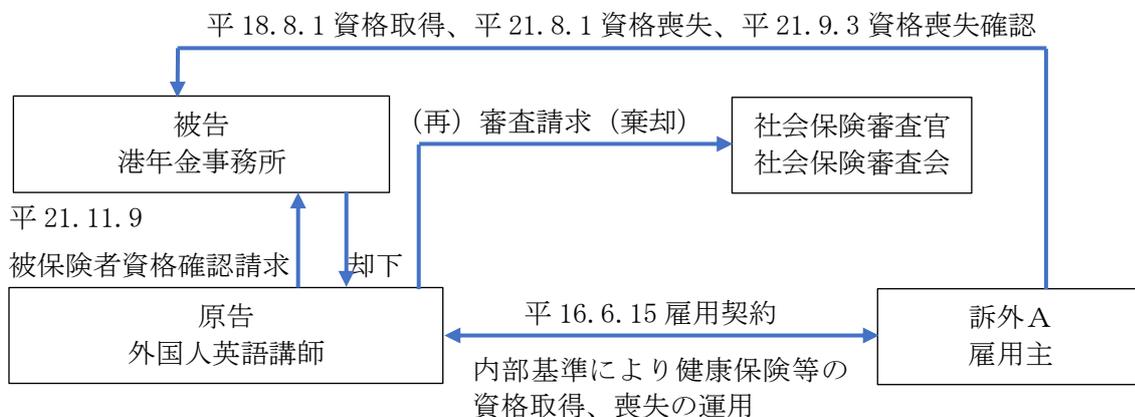
健康保険等においては、被保険者であるにもかかわらず、事業主がその資格取得の届出をしないことを想定し、被保険者又は被保険者であった者は、その資格の確認を直接、年金事務所へ請求することができます。この事案は、原告がその確認請求を年金事務所へ行い、それが却下され、その取消しを求めたものです。年金事務所が行う確認は、行政処分でその処分は争うことができます（世に多いのは、税務署が行った課税処分の取消請求です）。

さて、原告であるカナダ国籍の外国人英会話講師は、語学学校を運営するA社と平成 16 年 6 月 15 日に雇用契約をし、平成 18 年 8 月 1 日に健康保険等の被保険者資格を取得し、次の内部基準から平成 21 年 8 月 1 日で資格喪失の届出がされ、年金事務所がその確認処分を行っています。

健康保険等の加入・喪失の内部基準：①1 か月のレッスン数を基に、3 か月間ごとに加入・脱退の見直しをする、②3 か月間のうち1 か月で 198 レッスン以上担当した場合は、社会保険に加入することができ、③6 か月連続して1 か月当たりのレッスン数が 176 レッスンを下回った場合は、資格を喪失する。

この判決において、レッスン数が月ごとに変動するから、一定の期間を考慮することには合理性があると評価されています。1 回のレッスンは、40 分であり、準備を考慮して 45 分の労働時間として判定が評価されています。

事案の概要



3 裁判所の判決

要約すると、原告の労働日数は、常勤講師のもの大きくと変わりがなく、その報酬の額も、標準報酬月額最低額を大きく上回っており、十分に生計を支えることができる額であったこと、事業主との雇用関係も安定していると評価することができることなど、労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総合的に勘案すると、平成 21 年 8 月当時において、原告について、短時間の労働者として被保険者から除外するという事は相当ではない（つまり被保険者である）として、年金事務所の却下処分を取消しました。

4 裁判所の解釈

健康保険等は、標準報酬月額最低額の定め方等から、労働力の対価として得た賃金を生計の基盤として生計を支えるといい得る程度の労働時間を有する労働者を被保険者とする事を想定しており、そのような労働者といえない短時間の労働者は被保険者に含まれないと解しています。

換言すると、一定日数・一定時間数以上働く労働者ならば、必然的にその報酬額が一定額以上となるから、その労働者を被保険者とするとの意味です。本誌 41 号における「極端な例を挙げると、1 時間だけ働くといった臨時従業員までを被保険者とする事は適当ではない」と、同趣旨です。

5 加入促進

短時間労働者側は、被扶養者及び第 3 号被保険者にとどまり、税法上の配偶者控除を受けるため、この制限内で働こうとする意図を有し、事業主側は、健康保険等の保険料がかからない安価な労働力を求める意図が一致し、意図的に短時間勤務のままとなっている実態があります。

労働力がたくさんあった時代ではそれほど問題は生じません。しかし、現在は、大幅な人手不足であり、これに更に拍車がかかろうとしています。家庭の事情で一定時間しか働けないということであるならばともかく、そうではなく、技術的に短時間労働者となっているのであれば、その時代は終わったと考えるべきです。

基本的に勤務時間・日数が常時雇用者の 4 分 3 未満で、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であるときは（41 号参照）労使合意で健康保険等へ加入することができ、その方が保障も高くなり、企業の生産性向上も見込めます。積極的に短時間労働者を健康保険等へ加入させる時代なのです。

健康保険等の短時間労働者の加入制度の解説、その加入手続きの代行を承っています。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦 井上 隆興
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
<https://ginza-syaroushi.com/>